

千葉県における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る
生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の4第1項の規定に基づき、知事が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約に際し、当該施設において製作された物品の買い入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（以下「法」という。）第3条第1項に規定する生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）の自立の促進に資することを認定するため、必要な事項を規定することを目的とする。

(認定基準)

第2条 知事は、施行令第167条の2第1項第3号の規定による認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合は、生活困窮者の自立の促進に資するものとして、同号の規定により認定する。

- (1) 法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「生活困窮者就労訓練事業」という。）の実施事業所として、知事又は県内の指定都市若しくは中核市の長から同項に規定する認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 生活困窮者就労訓練事業の実施に際し、千葉県に生活の本拠を有する生活困窮者を受け入れること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 税を滞納していないこと。
- (8) その他、県が必要と認めた指導に従うこと。

2 前項の規定にかかわらず、申請者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、知事の認定を受けることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の

履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

- イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
- ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
- ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(認定の申請)

第3条 申請者は、認定申請書(様式第1号)に、誓約書(様式第2号)及び必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(認定)

第4条 知事は、前条の規定による認定申請書の提出があつたときは、施行規則第12条の2の4第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、第2条の認定基準に基づき認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき認定をしたときは認定通知書(様式第3号)により、認定しないこととしたときは不認定通知書(様式第4号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(実態調査)

第5条 知事は、第2条の規定に該当することを確認するために必要があると認めるときは、当該申請者を訪問し、現場の確認、聴き取り等の実態調査を行うことができる。

(認定事業所の公表)

第6条 知事は、第4条第1項の認定を受けた者について名簿を作成し、公表するものとする。

(認定事項の変更)

第7条 第4条第1項の認定を受けた者は、認定事項に変更が生じたときは、速やかに認定事項変更等届(様式第5号)を知事に届け出なければならない。

(認定の辞退)

第8条 第4条第1項の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、認定辞退届（様式第6号）を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、第4条第1項の認定を受けた者が次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取消されたとき。
- (2) 営業を廃止又は休止したとき。
- (3) 第2条第1項各号に規定する認定基準に該当しなくなったとき。
- (4) 第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき。
- (6) 契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- (7) 他の認定事業者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (8) 事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき。
- (9) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業者の認定にふさわしくないと知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定に基づき、認定を取消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(報告)

第10条 第4条第1項の認定を受けた者は、知事から報告の求めがあったときは、速やかに報告をしなければならない。

(事務)

第11条 この基準に関する事務は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課において実施する。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和3年10月15日から施行する。